

(要領) 様式第5号 (第5条関係)

高島市農産ブランド認証申請チェック表 (農産物：認証ランク2)

氏名

県こだわり認証 (申請・未申請)

(団体名)

農産物名 ()

1. 申請要件

確認

(1)高島市内で生産または採取された農産物である。	
(2)生産計画により、生産工程が明確に記載している。	
(3)複数の生産者によって継続して生産・普及する見込みがある。	
(4)認証申請は、作物ごととし、1申請当たり1a以上または1筆単位である。(多品目少量栽培の場合は3品目1a以上)	
(5)認証申請は、播種日または定植日前である。	
(6)現地調査の時は、認証に係る書類を準備し、対応ができるようにする。	
(7)委員会の要請に応じて、現地ほ場確認の立会ができる。	

2. 高島市内の環境や景観に配慮した取り組み

(1)麦、稲などわらや籾殻などは農地に還元する。(原則、ほ場で焼却しない。)	
(2)ほ場の適正管理に努め、特に収穫後の農産物残渣を放置(獣害対策等)せず、早期すき込みをする。	
(3)ほ場の使用していない期間は、適正に雑草管理をする。	
(4)風景を損なうような除草剤の使用を避け、景観に配慮して耕種的防除を行うなど、除草剤の使用を工夫する。	
(5)化学合成農薬魚毒性区分C類の使用を避けるよう努め、やむ得ず使用する場合は、水域に流出しないよう工夫する。	
(6)除草剤をはじめ農薬や肥料を必要以上に使用しないように気をつけるなど、使用した農薬や肥料が水域を汚染しないよう各種代替技術を活用する工夫する。	
(7)肥料や資材の保管場所には、梱包の破損や雨の影響や水域を汚染しないように気をつける。	
(8)未処理の下水は灌漑に使用せず、下水がほ場に入っていないようにする。	
(9)農産物を洗う水や農産物に触れる水は、地域の飲用水の基準に適合しているものを使用する。	
(10)農産物を洗う水が、下水水路などの水域を汚さないように工夫する。	
(11)畦畔を有するほ場の畦畔草刈は、除草剤使用を控える耕種的対応やほ場周辺へ在来性植物によるカバープラント、花など景観作物を植栽するように努める。	
(12)ハウスの加温、穀類の乾燥など機械等の使用で不必要・非効率的なエネルギー消費がないように努める。	
(13)堆肥等、臭気を発する資材の運搬・散布は、周辺環境に配慮した対応で実施する。	
(14)住宅地等の近くでの作業は、早朝または夕方遅い作業での騒音・雑音は最小にするよう配慮する。	

3.安心・安全への取り組み

(種子について)

確認

(1)遺伝子組み換え技術により育成された品種の種子および種苗は使用しない。

(化学合成農薬の使用について)

(1)滋賀県農作物病害虫雑草防除基準に定められた方法で適正に使用する。

(2)化学合成農薬にカウントしない農薬は、「特別栽培米農産物表示ガイドライン」の要件を満たしている。

(3)慣行栽培の基準使用量および使用量のカウントは、種子会社で行われた化学処理（化学合成農薬・化学肥料）は除外する。（注：育苗段階での処理は使用量カウント）

(4)農薬の取り扱い（混合・希釈）と散布は、ラベルの指示に従って行う。

(5)農薬散布について、生産記録を行う。（苗を育苗する場合も含む）

(6)ほ場巡回や予察等を実施し、適期に適正な防除に努める。

(7)薬剤が残らないように使用量把握、使用する。やむを得なく残る場合は、散布ムラに使用し処分する。

(8)周辺地へのドリフト（飛散）がないように、散布方法や散布機具のノズル対応、風向きなどに気をつける。

(肥料について)

(1)購入時に化学処理されている種子・種苗は、化学肥料の使用量にカウントしなければならない。ただし、野菜については、慣行栽培の基準使用量および使用量のカウントは、種子会社で行われた化学処理は除外する。（注：育苗段階での処理は使用量カウント）

(2)購入した肥料はその化学成分表を確認し、窒素、リン酸、カリウムなどの含有量を把握する。

(3)ほ場巡回等により、栽培状況を把握し、必要最低限の施肥量を適切な方法や技術で施用する。

(4)肥料の施肥について、生産記録を行う。（苗を育苗する場合も含む）

(土づくり・堆肥の適正利用)

(1)土づくりに向けた前作の稲わら、籾殻、麦わら等のすき込みを行う。

(2)堆肥、その他の有機質資材の適正施用を行う。

4.安全管理

(1)農薬のレベルに従って、ゴム靴、防水服、ゴーグル、手袋、マスクなどの防護服を着用し、農作業安全に努める。

(2)体調が悪くなったり、ケガをした場合は、作業を中止しする。

(3)農薬の空き容器の処理は、適正処理として農協の廃プラスチック回収を利用する。

(4)肥料が農産物、種苗、梱包材、農薬などと接触しないように保管する。

(5)防護服・防除器具等は、防除作業後に清掃・洗浄する。

(6)農地や農業施設から出るゴミを減らすとともに、分別処理し、野菜くずなど作物残渣は農地に還元したり、家畜飼料に利用する。

5.米を出荷する場合

(1)米トレーサビリティ制度を遵守します。

米トレーサビリティ制度とは、（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）

問題が発生した場合、流通ルートを手早く特定するために、米穀等の取引等の記録を作成し・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務つけるものです。